

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部改正に関する情報」

事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第 1 号。以下「指針」という。）について、事業者と医療保険者などが連携した健康保持増進対策がより推進されるよう、[別紙 1](#) の新旧対照表のとおり指針の改正が行われ、令和 4 年 1 月 1 日から適用されることとなりました。

また、改正後の指針は[別紙 2](#)のとおりです。

（参 考）

以下は全て厚生労働省HPへ遷移します。

○ 「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」

～事業場における労働者の健康保持増進のための指針～

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055195_00012.html

○ 職場のあんぜんサイト

「心とからだの健康づくり」に関して安全衛生のキーワードで関心が高いものについて解説されています。

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo03_1.html

○ 職場における心の健康づくり

～労働者の心の健康の保持増進のための指針～

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055195_00002.html

労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成 27 年 11 月改正）

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/dl/060331-2.pdf>